

平成25年第3回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成25年9月10日 開会

平成25年9月18日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成25年第3回鳴沢村議会定例会会議録

平成25年9月10日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 小林 昭一	2番 渡邊 政司
3番 渡邊 明雄	4番 佐藤 博水
5番 小林 茂澄	6番 三浦 利雄
7番 渡辺 泉	8番 小林 利雄
9番 渡辺 久男	10番 田中 稔

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

1番 小林 昭一	2番 渡邊 政司
3番 渡邊 明雄	4番 佐藤 博水
5番 小林 茂澄	6番 三浦 利雄
8番 小林 利雄	9番 渡辺 久男
10番 田中 稔	

4、欠席議員

7番 渡辺 泉

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋

税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫

福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司

振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

- 報告第 4 号平成 24 年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率について
- 報告第 5 号平成 24 年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率について
- 認定第 1 号平成 24 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第 27 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 28 号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 29 号鳴沢村新型インフルエンザ等対策本部条例を定める件
- 議案第 30 号富士五湖広域行政事務組合規約の変更について
- 議案第 31 号平成 25 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 32 号平成 25 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 同意第 3 号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 同意第 4 号鳴沢村公平委員会委員の選任について同意を求める件
- 発議第 1 号道州制導入に断固反対する意見書の提出について
- 発議第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について
- 請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

8、本日の議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 会期の決定

- 日程第4 報告第4 号平成24年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率について
- 日程第5 報告第5 号平成24年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率について
- 日程第6 認定第1 号平成24年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第7 議案第27号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第8 議案第28号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第9 議案第29号鳴沢村新型インフルエンザ等対策本部条例を定める件
- 日程第10 議案第30号富士五湖広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第11 議案第31号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第32号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

◎議長挨拶

議長(田中 稔君) 皆さん、おはようございます。

平成25年第3回の定例会開会に先立ち、挨拶を申し上げます。

今回は平成24年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件、また平成25年度の一般会計補正予算、簡易水道事業特別会計補正予算などの議案が用意されております。皆様の協力のもと、円滑な進行により有意義な定例会になりますようお願いを申し上げまして挨拶といたします。

開会 午前10時46分

議長（田中 稔君） ただいまから、平成25年第3回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

ここで、欠席議員の報告をいたします。

渡辺 泉議員から本会議への欠席届が提出されております。

ただいま出席議員は9名で定足数に達しておりますので、地方自治法第113条の規定により会議は成立いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（田中 稔君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、おはようございます。

本日は9月定例村議会に、体調のすぐれない1名のほかの皆さんの参会のもと開催できましたこと、まことにありがとうございます。

まずは、6月末の富士山世界文化遺産登録認定には議員の皆さんをはじめ村民の皆様のご支援、ご協力に深く感謝申し上げます。

ご存じのように登録はされたわけですが、2016年2月1日までにユネスコ世界遺産センターに保全状況報告書を提出することとなっておりますので、課題も多く、皆様方のご意見、ご指導を仰ぐことも多々あろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、今年5月から7月までの本栖湖、精進湖、西湖周辺への観光施設等の入り込み状況は、昨年と比べ27.3%増との報道もありますが、鳴沢村では8月までをただいま調査中であります。どのような結果になるでしょうか。

また農業は入梅から雨が少なく、夏の猛暑が続き、発育等が悪く作柄もよくなかったと伺っております。これからは中山間地域総合整備事業を利用したかん水施設や、加工品の研究をすることも考えてみてはどうでしょうか。皆様方のご指導もよろしくお願ひしたいと思ひます。

本定例会の議案はお手元に配布されたとおりであります。平成24年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の慎重なるご審議をお願ひし、可決くださいますようお願い申し上げ、アベノミクスと富士山世界遺産、その上に輪をかけたような2020年東京オリンピック開催が決まったわけですが、日本経済の発展とともに、地方にも普及し村が豊かになることを祈念いたしまして、開会に当たっての挨拶といたします。

よろしくお願ひいたします。

議長（田中 稔君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林茂澄君、三浦利雄君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の委嘱、委任について通知がありましたの

でご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、6月17日に第2回町村議会議長会議が、7月3日に第3回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には大変ご苦勞さまでした。

次に、平成25年第2回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成25年第2回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月14日の本会議において議決された件についての報告であります。

議員控室において9月5日は午後3時より、9日は午後3時30分より委員会を招集いたしました。

出席者は、9月5日は委員4名と議長、議案等説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席、9日は委員3名と議長、説明のために議会事務局長、書記の出席がありました。

まず、9月5日の委員会で決定された事項については、次の6

項目です。

1、会期は本日より9月18日までの9日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、報告第4号及び報告第5号の2件を一括議題とすること。

4、議案第31号及び議案第32号の2件を一括議題、一括採決とすること。

5、請願第1号を本会議に上程することとし、発議第2号の意見書の採決より、みなし採択とすること。

6、一般質問通告日は、9月9日正午までとすること。

以上であります。

なお、閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出を行いました。

次に、9月9日に開催しました委員会の報告をいたします。

同日正午に通告が締め切られました4名7件の一般質問通告書の取り扱いについて議長より諮問を受け、通告の取り扱い等を協議いたしました。

協議の結果、本定例会での一般質問は、議長に提出された通告書の件数どおり、本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うことに決定いたしました。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 次に、同じく第2回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。建設産業経済常任委員長 三浦利雄君。

建設産業経済常任委員長（三浦利雄君） 建設産業経済常任委員会

の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成25年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月14日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月5日午後2時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、説明のために振興課長、振興課土木担当2名、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

招集に係る事件は、閉会中の継続調査申し出の件です。

閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

また、その他事項において、渡邊政司委員から村道707号線、これは共立女子学園北の村道になりますが、これを東へ延長し、村道703号線へ接続させる件、また、村道654号線、渡辺至さん宅のビニールハウスがあるところですが、ここから村道652号線へ接続させる村道を新設する件、以上2件の申し入れがあり、委員会で協議した結果、今後継続して審査していくことに決定いたしました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終わります。

議長（田中 稔君） 次に、同じく第2回定例会において議決した広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。
広報常任委員会副委員長 佐藤博水君。

広報常任委員会副委員長（佐藤博水君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について、委員長にかわりまして報告させていただきます。

平成25年7月25日午前10時より、議員控室において広報

常任委員会を開催いたしました。

委員4名と議長、職務のために議会事務局長と書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第13号（案）について及び閉会中の継続調査申し出の件の2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第13号について、レイアウトや広報構成を協議し、先月8月1日に全戸配布をいたしました。

今回の議会だよりでは、平成24年度に行われました一般質問の追跡レポートの枠を設け、特集として掲載いたしました。

また、閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 次に、同じく第2回定例会において議決した鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長渡邊明雄君。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長（渡邊明雄君） 鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

9月8日正午より委員会を招集いたしました。

委員9名と職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、閉会中の継続調査申し出の件で、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（田中 稔君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの9日間と決定しました。

◎日程第4 報告第4号平成24年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率について

◎日程第5 報告第5号平成24年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率について

議長（田中 稔君） 日程第4、報告第4号平成24年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率について及び日程第5、報告第5号平成24年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についての2件を一括して議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 報告第4号平成24年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。

鳴沢村の平成24年度決算に係る財政健全化判断比率につきましては、実質公債費比率が1.7%で前年度より1.0%改善しました。これは、地方債の元利償還金などの実質的な公債費が財政に及ぼす負担をあらわす指標ですが、この比率が25%

を超えた場合には財政健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

参考までに平成24年度の実質公債費比率は、全国1,746市区町村中73位、県内では27市町村中1位となっております。

他の実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、また、将来負担比率については、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額より、これらに充当できる基金などの財源のほうが大きいため、いずれもマイナス数値となり、総務省への報告については、お手元に配布した議案のとおり数値なしとなります。

続きまして、報告第5号平成24年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についてご報告申し上げます。

この比率は、公営企業の資金不足額がその営業収益に占める割合をあらわす財政指標です。この比率が20%を超えた場合には経営健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

鳴沢村水道事業会計、実質的に簡易水道事業特別会計を指しますが、特別会計歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、資金不足比率が算出されません。

以上の普通会計財政健全化判断比率及び水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することになっております。

この規定に基づき、去る9月4日、監査委員による審査を行っていただきました結果、それぞれの議案2枚目の審査意見書最下段にあるように是正改善を要する事項としては、特に指摘す

べき事項はないという意見をいただきましたことを改めて報告させていただきます。また、算定の根拠としてお手元に資料を配布させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

現在のところ鳴沢村は健全な財政運営がされておるところですが、依然として村税を中心とした一般財源の減少傾向が続いているため、細心の注意を払い財政運営を行ってまいります。

以上で報告第4号及び第5号についての報告を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で報告第4号及び第5号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

**◎日程第6 認定第1号平成24年度鳴沢村一般会計並びに
特別会計歳入歳出決算認定の件**

議長（田中 稔君） 日程第6、認定第1号平成24年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 認定第1号平成24年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について提案理由をご説明申し上げます。

一般会計並びに国民健康保険特別会計をはじめとする5つの特別会計に係る平成24年度の決算は、全ての会計の歳入総額27億1,378万8,966円、歳出総額24億6,294万71円となりました。この歳入歳出の差し引きである形式収支

は2億5,084万8,895円、形式収支から平成25年度へ繰越明許を行った事業へ充当される財源4,928万8,000円を差し引いた実質収支は2億156万895円の黒字となりました。

詳細については予算決算常任委員会で改めて説明させていただきますが、今回の決算の成果を踏まえ、新たな行政課題を発見し、さらに住民の皆さんの行政需要を見きわめた上で、細心の注意を払った財政運営を行っていく所存でございます。

議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で認定第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。監査委員小林利雄君。

監査委員（小林利雄君） 地方自治法第233条第2項の規定により、平成24年度鳴沢村一般会計並びに特別会計の決算審査を歳入歳出決算書、財産関係書類、主要施策の成果及び予算の執行実績報告書により、各所属長から説明を受ける方法により平成25年9月3日及び4日に実施し、審査いたしました結果を鳴沢村監査委員条例第8条の規定により意見書として作成し、村長に提出いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成24年度鳴沢村普通会計財政健全化比率及び平成24年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の審査も行い、同法の規定による意見書をあわせて村長に提出いたしました。

詳細につきましては、認定第1号の議案書に報告書が添付され、既にお手元に配布されてありますので、説明は省略させていただきます。

以上で決算審査の結果報告を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で監査結果の報告を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上審査することにいたします。

◎日程第7 議案第27号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件

議長（田中 稔君） 日程第7、議案第27号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（三浦寿得君） 議案第27号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、個人の村民税について徴収方法の違いによる税の不均衡を解消し、税の公平性を保つために所要の改正を行います。また、地方税法の一部を改正する法律、平成25年法律第3号等が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成25年政令第173号及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成25年総務省令第66号が平成25年6月12日にそれぞれ公布されました。これに伴い、関連する鳴沢村税条例の一部について所要の改正を行なう必要があるためです。

主な改正点は次のとおりです。

第1点目は、個人住民税の普通徴収に係る納期前全納報奨金制度の廃止です。平成26年度から山梨県内全市町村が特別徴収の完全実施を行なうこととなりました。現在普通徴収の納税義

務者には納期前全納報奨金制度があり、一括で納付した納税者には報奨金が交付されておりました。特別徴収の納税義務者には納期前全納報奨金の制度がなく、税の公平性から是正すべき制度でありました。納期前全納報奨金制度が残っている自治体は県内自治体でも数団体のみであり、今回の特別徴収完全実施に伴い、富士北麓市町村で足並みをそろえ廃止することとなりました。

第2点目は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について、年金所得者の納税の便宜や、市町村における徴収事務の効率化の観点から、税額の算定方法等についての見直しを行うものであります。年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とすることとされました。この改正は平成28年10月以後に実施する特別徴収について適用されるものであります。

第3点目は、金融所得課税の一体化等の見直しについてであります。公社債等の利子等に対する課税方式を見直すとともに、これまで非課税とされていた公社債等のうち、源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡益について、株式等譲渡所得割または申告分離課税の対象とすることとされました。また、これまで上場株式等の配当所得及び譲渡所得に限定されていた損益通算範囲を、特定公社債等の利子所得や譲渡所得まで拡大することとされました。

また、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、所得税とともに口座開設期間10年間、毎年100万円、最大500万円の非課税投資総額を可能とする制度に拡充されます。

これらの改正は平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等及び同日以後に行った譲渡から適用されます。

それでは、鳴沢村税条例の改正内容についてご説明いたします。

1 ページをごらん願います。

鳴沢村税条例第42条の改正につきましては、個人の村民税の納期前の納付についての改正であります。普通徴収に係る納期前納付報奨金制度を廃止するため、同条第2項及び第3項を削ります。

2 ページをごらん願います。

第47条の2の改正につきましては、公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収の見直しについてです。賦課期日後に転出した場合においても、一定の要件のもと特別徴収を継続できることとなりました。第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とします。

3 ページをごらん願います。

第47条の5の改正につきましては、年金所得に係る仮特別徴収額等についての見直しです。年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とするよう改正します。

第1項中「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改めます。

4 ページをごらん願います。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例についての改正ですが、引用条項の改正に合わせ、条項中の「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加えます。

4ページから7ページをごらん願います。

附則第16条の3は、上場株式等に係る村民税課税の特例についての改正です。これまで上場株式等の配当所得及び譲渡所得に限定されていた損益通算範囲を、特定公社債等の利子所得や譲渡所得まで拡大するよう見直しを行ないます。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の村民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「村民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、村民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の村民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようと

する旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、村民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改めます。

7ページから10ページをごらん願います。

附則第19条は、金融課税の見直しについての改正を行うため、条項中の字句を改めるものです。附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該村民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改めます。

10ページから22ページをごらん願います。

附則第19条の2から附則第20条までも金融所得課税についての改正です。附則第19条の2を改正後の新旧対照表のとおり改め、附則第19条の3から附則第20条までを削ります。

23ページから26ページをごらん願います。

附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とし、附則第20条の3を削ります。

26ページから33ページをごらん願います。

附則第20条の4第2項中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とし、附則第20条の5を削ります。

続きまして、附則について説明いたします。

附則第1条、第2条により施行期日及び経過措置を規定します。この条例は平成28年1月1日から施行いたします。ただし、第42条による個人の村民税の前納報奨金の廃止につきましては、平成26年4月1日からとし、平成25年度分までの個人の村民税については従前のおりとしします。

また、第47条の2第1項及び第47条の5第1項の規定による、公的年金所得等に係る個人村民税の特別徴収については、平成28年10月1日から施行し、同日前公的年金所得等に係る個人村民税の特別徴収については従前のおりとしします。

附則第7条の4第1項、第16条の3及び第19条から第20条の5までの寄附金税額控除における特例控除額の特例、株式等に係る配当所得、譲渡所得等に係る課税の特例等の改正につきましては、平成29年度以後の個人の村民税について適用し、平成28年度分までの個人の村民税については従前のおりとしします。

以上で議案第27号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 9番、渡辺久男議員。

9番（渡辺久男君） 暫時休憩。

議長（田中 稔君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時30分

議長（田中 稔君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 8 議案第 28 号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（田中 稔君） 日程第 8、議案第 28 号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（渡辺安司君） 議案第 28 号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、平成 26 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

次のページをごらんください。

改正点は、附則第 3 条、延滞金の割合等の特例「各年の前年の 1 月 30 日を経過するときにおける日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。」を「当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。」に改正するものであります。

現在の低金利の状況を踏まえ、納税者の負担を軽減する観点等から延滞金の割合を引き下げるもので、原則 7.3% の延滞金が特例により 4.3% となっておりますが、貸出約定金利が 1% の場合、3% に引き下げるものであります。

以上で議案第 28 号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第29号鳴沢村新型インフルエンザ等対策
本部条例を定める件

議長(田中 稔君) 日程第9、議案第29号鳴沢村新型インフルエンザ等対策本部条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長(渡辺一博君) 議案第29号鳴沢村新型インフルエンザ等対策本部条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、新型インフ

ルエンザ等による緊急事態宣言が発令された場合、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にすることを目的に対策本部の設置が義務づけられたことに伴い、対策本部の組織及び運営に関し必要な事項について条例で定めるものであります。

議案の2枚目をごらんください。

第1条、趣旨として、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、鳴沢村インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条、組織として、対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

第2項、対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

第3項、対策本部の本部員（次項並びに第4条第2項及び第3項において、「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

第4項、対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

第5項、前項の職員は、村の職員のうちから、村長が任命する。

第3条、会議として、本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

第2項、本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他村の職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該者に対し、意見を求めることができる。

第4条、部として、本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

第2項、部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

第3項、部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

1枚まくって次のページをお願いします。

第4項、部長は、部の事務を掌理する。

第5条、委任として、この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で議案第29号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第10 議案第30号富士五湖広域行政事務組合規約
の変更について

議長（田中 稔君） 日程第10、議案第30号富士五湖広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 議案第30号富士五湖広域行政事務組合規約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

富士吉田市下吉田市役所周辺地区の住居表示の実施等に伴い本規約を変更することについて、地方自治法第286条第2項の規定により関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決が必要であるためであります。

改正の内容につきましては議案の2枚目をごらんください。

規約第4条中「下吉田1896番地」を「下吉田六丁目2番6号」に改める改正であります。

附則として、施行期日を平成25年10月15日からしております。

以上で議案第30号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第11 議案第31号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)

◎日程第12 議案第32号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議長(田中 稔君) 日程第11、議案第31号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)及び日程第12、議案第32号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 議案第31号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)及び議案第32号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の2件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成25年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに1,747万3,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を27億6,949万4,000円とするものであります。

主な歳出の概要につきましては、道の駅なるさわ運営事業82

5万円、村道改良事業350万円、小学校管理運営費190万8,000円、簡易水道事業特別会計繰出金104万円などで、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金などの特定財源829万7,000円、繰越金などの一般財源917万6,000円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成25年度予算と、平成24年度から平成25年度に繰越明許させていただいた予算の総額は28億3,964万2,000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第31号及び議案第32号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号及び議案第32号の2件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（田中 稔君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は9月11日から17日までの7日間休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は9月11日から17日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は9月18日午後3時から再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 48 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 25 年 9 月 10 日

議会議長

署名議員

署名議員

平成25年9月18日再開

1、出席議員

1番	小林昭一	2番	渡邊政司
3番	渡邊明雄	4番	佐藤博水
5番	小林茂澄	6番	三浦利雄
7番	渡辺泉	8番	小林利雄
9番	渡辺久男	10番	田中稔

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

5、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 認定第 1号平成24年度鳴沢村一般会計並びに
特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 4 議案第31号平成25年度鳴沢村一般会計補正予
算(第2号)
日程第 5 議案第32号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特
別会計補正予算(第2号)
日程第 6 同意第 3号鳴沢村教育委員会委員の任命につい
て同意を求める件

- 日程第 7 同意第 4号鳴沢村公平委員会委員の選任について同意を求める件
- 日程第 8 発議第 1号道州制導入に断固反対する意見書の提出について
- 日程第 9 発議第 2号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について
- 日程第10 請願第 1号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願
- 日程第11 一般質問
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 0 0 分

議長（田中 稔君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡辺 泉君、小林利雄君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 2 5 年第 2 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、9 番 渡辺久男君。

9 番（渡辺久男君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会の報告をさせていただきます。

第 2 回定例会が平成 2 5 年 7 月 1 日月曜日、午後 2 時より開催されました。

議員 1 5 名と執行者側から組合長、総務課長の出席がありました。鳴沢村の議員は佐藤博水議員、三浦利雄議員が、富士河口湖町大嵐地区は渡辺正利議員が入れ替わりました。補欠議員の議席を指定し、委員会の所属を決め、佐藤博水議員、三浦利雄議員は部分林委員会に、渡辺正利議員は入会権対策委員会に決まりました。

会期は1日限りと決定し、一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ971万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,434万1,000円とすることと、富士スバルライン沿線美化推進協力会会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1,489万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,339万4,000円とすることで、いずれも可決されました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会の報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 河口湖南中学校組合議会、1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

河口湖南中学校組合議会の報告をさせていただきます。

平成25年第2回組合議会全員協議会が、7月9日午前10時より開催されました。

協議事項は、河口湖南中学校校舎改築工事についてです。

議事は、平成24年度河口湖南中学校組合継続費繰越計算書の報告についての説明がありました。また、工事が完成し、引越しの準備を行っているとの報告もありました。

次に、平成25年第3回河口湖南中学校組合議会臨時会が、7月9日午前10時30分より招集され、会議が行われました。議員14名と教育委員3名、会議事件説明のために組合長渡辺凱保富士河口湖町長をはじめ、事件説明のために執行部7人の出席がありました。

本会議においては、まず会議が9日1日間と決定されました。

会議事件は7件で、内容としましては、平成24年度河口湖南中学校組合継続費繰越計算書の報告について。

これは太陽光発電工事が予算化されていただけだったので、繰り越しとなりました。

次に、河口湖南中学校組合教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例の制定について。

内容は、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの期間に係る教育長の給料月額、河口湖南中学校組合教育委員会教育長の給料、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項の給料月額から当該給料月額に100分の5を乗じて得た額とする旨。

次に、河口湖南中学校普通教室棟解体工事請負契約締結についての件。

内容は、一般競争入札により、鈴建興業株式会社と5,176万5,000円で請負契約を締結する旨。

次に、河口湖南中学校特別教室棟改築工事（建築主体工事）請負契約締結について。

内容は、一般競争入札により、富士急建設・コバヤシ工業・梶原工業所、河口湖南中学校特別教室棟改築工事（建築主体工事）共同企業体と2億9,820万円で請負契約を締結する旨。

次に、河口湖南中学校特別教室棟改築工事（機械設備工事）請負契約締結についての件。

内容は、一般競争入札により、一水工業・熱研メンテナンス・協栄工業、河口湖南中学校特別教室棟改築工事（機械設備工事）共同企業体と5,670万円で請負契約を締結する旨。

次に、平成25年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算についての件。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,572万8,000円とする旨。これはPCB入りトランス処分費が見込まれたためです。

次に、監査委員の選任に同意を求めることについての件。

議会選出監査委員の辞職により、富士河口湖町大嵐426番地、渡辺栄治氏が選任された旨です。

いずれも原案のとおり可決され、最後に一般質問が行われました。

また、議会終了後、普通教室棟の竣工状況の説明と視察が行われました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 富士五湖広域行政事務組合議会、6番 三浦利雄君。

6番（三浦利雄君） 6番 三浦利雄。

富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

8月21日午後2時30分より招集、会議が行われ、議員18名と会議事件説明のため事務局、執行部、理事の出席がありました。

会期は8月21日の1日間で、会議事件は平成24年度一般会計歳入歳出決算認定についてと、ほか14件であります。

主な議案についてのみを報告をさせていただきますが、まず平成24年度一般会計富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計、富士五湖聖苑特別会計の各会計歳入歳出決算認定については、決算特別委員会への付託、審査後、本会議にて原案のとおり認定されました。なお、3会計合計で歳入総額15億8,059万663円、歳出総額15億7,721万879円、歳入歳出差引額、実質収支額とも337万9,784円となっております。

次に、平成25年度一般会計補正予算（第1号）、補正予算総額2,712万7,000円につきましても、総務委員会に付

託し、審査後可決されております。

財産の取得につきましては、老朽化が著しいための消防本部水槽付き消防ポンプ自動車1台購入で、総額5,145万円でございます。

選挙議案につきましては、副議長の辞職に伴うもので、西桂町の小山正則君が当選されました。

選任議案につきましては、任期満了に伴う議会運営委員及び常任委員の選任であります。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 認定第1号平成24年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（田中 稔君） 日程第3、認定第1号平成24年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊明雄君。

予算決算常任委員長（渡邊明雄君） 3番 渡邊明雄。

今定例会初日において予算決算常任委員会に付託された認定第1号平成24年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、その審査経過と結果についてご報告いたします。

9月10日及び11日の2日間にわたり付託事件の審査を行いました。

委員各位には熱心なご審議を賜り、長時間にわたり精力的に日程を消化していただいたことを、改めて感謝申し上げる次第で

ございます。

付託事件の審査の方法は、一般会計は歳入を一括し、歳出については予算科目ごとに、特別会計については各会計ごとに歳入歳出を一括し、事業ごとの目的や実績・成果・課題・問題点、今後の方針を含めた具体的な計画の説明を受け、これに対しそれぞれ質疑を行う方法により審査を行いました。

各委員から多くの提言及び指摘、要望がありましたが、その内容については、議員全員が委員でありご承知のことと思いますので、詳細についての報告は省かせていただきます。

なお、村当局におかれましては、事業を実施してただ終わるのではなく、より事業の目的を明確にし、実績や成果を把握し、課題・問題点を抽出し、次年度以降の計画に活かすというサイクルを確立していただき、村民の福祉の向上に寄与していただくよう、さらなる努力をお願いするものであります。

結びになりますが、審査を行った結果、本委員会に付託された認定第1号について原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（田中 稔君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの予算決算常任委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は認定であります。認定第1号は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(田中 稔君) 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第4 議案第31号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)

◎日程第5 議案第32号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議長(田中 稔君) 日程第4、議案第31号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)及び日程第5、議案第32号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の2件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊明雄君。

予算決算常任委員長(渡邊明雄君) 3番 渡邊明雄。

今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第31号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)及び議案第32号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の2議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、9月13日午後1時30分に再開し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況・経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された補正予算 2 議案について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第 38 条第 1 項の規定により報告いたします。

議長（田中 稔君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの予算決算常任委員長の報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより議案第 31 号及び議案第 32 号の 2 件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第 31 号及び議案第 32 号の 2 件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（田中 稔君） 起立全員です。したがって、議案第 31 号及び議案第 32 号の 2 件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第 6 同意第 3 号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件

議長（田中 稔君） 日程第 6、同意第 3 号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第3号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります小林三郎氏が、9月30日をもって任期満了となることを受け任命するものですが、引き続き小林三郎氏を任命したいと思っております。

ご存じのように、教育・学術及び文化に関し、優れた識見を持ち適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしく申し上げます。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（田中 稔君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第7 同意第4号鳴沢村公平委員会委員の選任について同意を求める件

議長（田中 稔君） 日程第7、同意第4号鳴沢村公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第4号鳴沢村公平委員会委員の選任について同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります佐藤幸雄氏が、9月30日をもって任期満了となることを受け選任するものですが、後任といたしまして鳴沢村1000番地、小林茂樹氏を選任したいと思います。

ご存じのように、人格、識見ともに優れ、適任と認められますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしく申し上げます。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (田中 稔君) 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (田中 稔君) 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第8 発議第1号道州制導入に断固反対する意見書の提出について

議長 (田中 稔君) 日程第8、発議第1号道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。8番 小林利雄君。

8番 (小林利雄君) 発議第1号道州制導入に断固反対する意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。

さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないうまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々鳴沢村議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、いわゆる通称副総理であります内閣法第9条の第1順位指定大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、また道州制担当であります総務大臣に対し、意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 発議第2号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について

議長（田中 稔君） 日程第9、発議第2号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。9番 渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） 発議第2号30人以下学級実現、義務教育費

国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

日本はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や、教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うために、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26人～30人を挙げています。

このように保護者も30人以下の学級を望んでいることは明らかであります。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。

また、暴力行為や不登校、いじめなど、指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上明記されています。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっております。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しているとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差が生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。

未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から、雇用・就業の拡大につなげる必要

があります。

こうした観点から、国の関係機関へ、次の事項を実施するよう要望するものであります。

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下の学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対して、意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第10 請願第1号30人以下学級実現、義務教育費
国庫負担制度拡充を図るための請
願**

議長(田中 稔君) 日程第10、請願第1号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願についてを議題といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第2号が可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採択とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

◎日程第11 一般質問

議長(田中 稔君) 日程第11、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡邊政司君からの鳴沢村の電話帳地図を復活する考えについての質問を許します。2番 渡邊政司君。

2番(渡邊政司君) 2番 渡邊政司。

鳴沢村の電話帳地図を復活するお考えがあるかをお尋ねいたします。

以前、家の場所に家主名と電話番号が載った地図がありました

が、個人情報保護法の制定を理由に、村では新たな更新や配布を廃止しました。

しかし、この電話帳の載っている地図は使いやすく、前に配布していただいた地図に新たに追加したり、家主を変更したりして今でもそれぞれの家庭でも使っています。

この電話帳地図は電話番号だけではなく、家の場所を確認するために大変便利なものであり、村の人と人を結びつけるための一つのツールだと考えます。

村民に個人情報の使用許可の承諾を得た上で、新たに電話帳地図を作成するお考えはありますでしょうか。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） ただいまの渡邊政司議員の新たに村内の電話帳を作成する考えはあるかという質問ですが、結論から申し上げますと、現在、電話帳地図を作成する予定はありません。

理由といたしましては、村民全員から承諾が得られなければ全ての家を掲載できませんが、中には個人情報のため掲載を断る方もいらっしゃると思います。そうしますと、掲載している家としていない家があり、全ての家が掲載できるわけではありません。特に我が村では別荘地区にお住まいの方もおり、地図が広範囲になります。

また、地図が他の方に流出してしまい、悪質な勧誘などに使用されることも考えられます。現在では電話線を家に引かず、携帯電話だけの家庭もあると伺っております。

そんなことで、地図をつくる考えはございません。

以上です。

議長（田中 稔君） 続いて、精進湖林道を観光資源として利用する考えについての質問を許します。2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

まず、通告書の質問事項について訂正をさせていただきます。

精進湖林道と書かれていますけれども、精進湖登山道ということで指摘がありましたので、精進湖登山道として質問させていただきます。

精進湖登山道を観光資源として利用する考えはありますでしょうか。村長にお伺いいたします。

富士山の世界文化遺産登録により、麓から登山する人が増加傾向にあり、近隣の市町村でも登山道の整備に力を入れています。

この鳴沢村にも精進湖の赤池から富士山の五合目の小御岳神社につながる登山道があります。

この小御岳神社は山岳信仰の聖地である小御岳山の山頂に建てられています。かつては鳴沢村のものであったと聞いております。

精進湖登山道沿いには、氷穴火口列や弓射塚や長尾山等の観光資源も多くあり、昔の山岳信仰と結びつけられれば、村の観光資源、観光事業も大きく発展するものと考えます。

精進湖登山道の観光資源の有効活用、有効利用についての考えを聞かせてください。

また、村の観光資源をアピールするための新たなパンフレットの作成と宣伝方法について、進捗状況をお聞かせください。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） ただいまの渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

精進口登山道は県が管轄であり、ほかの登山道においても同様のようです。そのため近隣の市町村でも登山道の整備に力を入れているというところはありません。富士吉田市、富士河口湖町に確認しましたところ、やはり県の県道の管轄のため、市町で整備しているところはないとのことでした。

県に確認しましたところ、精進口登山道は大正12年、1923年に観光振興の目的として、山梨県が整備した登山道であります。そのため信仰とは関連性はなく、世界遺産である富士山の構成資産の対象にはならなかったとのことでした。

ただ、精進口登山道沿いにある観光資源につきましては検討し、効果があるようでしたらPRしていきたいと考えております。

次に、村の観光資源をアピールするための新たなパンフレットの作成と宣伝方法についての進捗状況ですが、6月の議会において、人気のハイキングコースとなっている紅葉台・三湖台・五湖台を回るコースのパンフレット作成についてご説明いたしました。

こちらについては、まだ現在使用中のパンフレットの在庫がありますので具体的な動きはございませんが、来年度予算化に向けて徐々に構想を固めていきたいと考えております。

今年度は事前準備としまして、眺望や各ポイントの写真などの素材の確保や、ルートของ 所要時間の再計測などをしていきたいと考えております。

また、『鳴沢観光案内新聞』のリニューアルについても、富士山世界遺産登録を絡めた内容を盛り込んだり、新たな観光スポットや特産品などを掲載していく方向で今後検討を重ね、ハイキングコースのパンフレットと同様に、写真等の素材を準備していきたいと考えております。

以上です。

議長（田中 稔君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

今度10月3日ですけれども、赤色立体地図を考案された千葉先生がいるのですけれども、その人が鳴沢村に来られて講演と鳴沢村の天然記念物、洞窟等の紹介をしていただきます。ぜひ

その機会に担当する方は見学に行っていて、観光資源のPR活動に協力をお願いします。

議長（田中 稔君） 続いて、五湖台の観光資源としての整備と利用促進についての質問を許します。2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

五湖台の観光資源としての整備と利用促進について、村長にお伺いいたします。

以前、平成24年6月にですが、五湖台から富士山がよく見えるように木を伐採して整備する計画について、一般質問したことがあります。

富士河口湖町側の登山道は、間伐・伐採されて景観が保たれていますが、鳴沢村側は木々が生い茂り、日中でも薄暗く、展望台がないところでは富士山をはっきりと望むことはできません。

一般質問の回答では、第1区に働きかけて富士山が望めるように整備していくとの回答でした。

五湖台の整備計画について進捗をお聞かせください。

また、五湖台をトレッキングコースとして宣伝すれば、宿泊客や温泉利用者の増加も期待できます。観光資源として利用促進するお考えはありますでしょうか。よろしくお伺いいたします。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） ただいまの渡邊政司議員の五湖台の整備状況についての質問ですが、平成24年6月の定例議会で企画課長に質問した経緯があらうかと思えます。

そのときの答弁では、足和田山の遊歩道につきましては、活用できる交付金・補助金があれば、区と協力し整備を行いたい、また第1区に維持管理の要望をすると答弁いたしました。五湖台の整備計画があるとは回答しておりません。

現在の状況といたしましては、富士・東部林務環境事務所と富

士北麓森林組合で森林環境税事業を活用し、足和田山の整備を進めています。ただし、以前も説明しましたが、水源涵養保安林のため伐採できる材積を上限20%の制限があり、思い切った伐採は難しい状況があります。

そのため、平成22年度に緊急雇用創出事業で富士北麓森林組合に委託して、ビューポイントの間伐や下刈りを実施、また23年度には第1区で森林整備加速化林業再生事業による、除伐間伐を行っているところであり、以前の状況からは眺望もかなり改善されております。私もこの5月に歩いてみましたが、薄暗いところはなくなったように感じました。

今後も国・県の事業を活用し、整備していくことが大事であると考えております。

次に、五湖台をトレッキングコースとして宣伝すれば、宿泊客や温泉利用者の増加も期待できますという質問ではありますが、先ほどもご説明しましたとおり、紅葉台・三湖台・五湖台を回るパンフレットの作成を検討しています。これらを活用して宣伝していきたいと考えております。

このパンフレットは、道の駅などへの配備や配布はもちろんですが、富士五湖観光連盟の事業で実施している、八王子駅や談合坂サービスエリアなどでの観光キャンペーンでの配布も考えております。また、ホームページへの掲載など、さまざまな形でアピールしていきたいと思っております。

以上で答弁といたします。

議長（田中 稔君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

整備計画がないということですが、伐採制限など厳しい制限もあります。中長期的な整備計画も必要だと考えます。ある程度は長い時間にわたって、どういうことを主眼にやっ

くのか、その辺の検討もやっていただきながら整備・管理をしていただければと思います。

以上です。

議長（田中 稔君） 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、消防団員確保対策についての質問を許します。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

消防団員確保対策について、村長にお伺いします。

最近の自然災害は、発生すると想定外とか、記録的、100年に一度と表現されるように大規模化しています。

そのようなときに頼りになるのは、消防団や地元のつながりであると思います。

しかし、頼りになる消防団員数は、年々減少の一途をたどっており、山梨県でも平成3年と比べると、約2万人減少しています。

鳴沢村では今のところ条例定数を下回っていませんが、各分団の幹部が新規の団員確保のため勧誘に行くと、仕事の都合やお酒を強要されるらしいなどの理由で、本人ではなく親に断られるということを聞いております。

私は消防団に入ることによって、同じ地元のさまざまな年代、職種の方と知り合い、交流が生まれ、それが地元のつながりになっていくと思いますし、鳴沢村にとっても重要なことだと思っています。

今後、少子高齢化はますます進み、団員確保が難しい問題となっていくと思いますが、今後の消防団員確保に関する村としての対策は。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の質問にお答えします。

日本全国でも消防団の勧誘は難しい状況となっており、山梨県内においても条例定数を下回っている自治体が多くありますが、本村では歴代幹部の頑張りから条例定数である80名を維持してもらっております。

しかし、本村でも少子高齢化は進んでいることに加え、世代間の価値観の違いにより勧誘活動を行っていても断られるといったことも実際にあると伺っております。

平成23年度に消防団のイメージを払拭することを考え、消防団勧誘のパンフレットを作成し、幹部による勧誘の際に配布したところ、平年7、8名のところをその年には16名の勧誘ができたと伺っております。

加えて、本年度には企業への勧誘の方法として、消防庁が推奨している消防団協力事業所表示制度実施要綱の制定を予定しております。

今後、引き続き広報誌による募集も行いたいと思いますが、若年層の減少による勧誘活動の困難さは、大変気がかりなことであります。

私は、消防団に入団することによって生まれる団員間のつながりは、村にとっても重要であると考えております。中には入団して生まれたつながりから、村に住居を構えるといったケースもあると伺っております。

このようなことは、村全体の活性化につながると考えておりますので、議員の皆様方にも団員の勧誘の際につきましては、ぜひご協力をしていただきたいと思いますと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

先日、こんな新聞記事がありました。減少が続く消防団員確保

に向けた法案を自民党が秋の臨時国会に提出することを決めた。社員がローテーションで加入できるように調整したり、学生に入団を呼びかけるなど、企業や学校に努力義務を課す。あくまでも努力義務だが、意識づけにはなるだろうという内容でした。

鳴沢村だけではなく、各自治体が消防団員確保に苦勞しております。鳴沢村では約3億円の緊急防災減災事業債を活用し、消防車の買い換え、防災行政無線デジタル化、自家用発電機導入等をするわけですが、団員が少ないと機能も十分發揮できないと思いますので、対策をしっかりとお願いいたします。

議長（田中 稔君） 以上で小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、発砲事件等に対応した防犯対策についての質問を許します。4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 4番 佐藤博水。

先月20日、午前7時過ぎに村内の別荘地において発砲事件が発生し、翌日の新聞で大きく報道されました。この発砲事件に対応した防犯対策について、村長に伺います。

事件の状況や場所を見ますと、富士北麓地域への発砲が確認されたのは初めてだとの報道ですが、誰もがまさかこの閑静な場所で発砲事件が発生するとは想像しなかったことです。

しかし、今後このような類似事件が複雑化し、再度発生しないとも限りません。ご承知のとおり、最近、村内別荘地での定住者が増加し、以前の状況とは大分変わってきております。

この発砲事件に対し、警察等の関係機関への要望や村での対応は、どのように行ったのでしょうか伺います。

また、先の6月定例議会一般質問で、今後の防犯対策を検討するとの前向きのお考えを伺いました。その進捗状況と今後の方策を伺いたいと思います。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

この事件に関しては、山梨県警察から正式な情報提供及び警戒対策に対する依頼は全くなく、メディアからの情報により初めて知った次第です。

警察関係者からの話ですと、8月20日の朝、一般の方より暴力団関係者の親族が所有する敷地において、発砲があったとの110番通報があり確認したが、現在、発砲があったかどうかは調査中とのことでした。

例えば甲府市のように、小学校が近接しており通学路で起こった発砲事件であれば、教育委員会と相談し子どもたちの安全を守る必要性がありますが、発砲があった場所や情報から特段の対応は、逆に住民への暴力団の不安をあおることにもなり得ます。

今後、このようなことが起こったときには、捜査当局である警察署及び関係機関と連携を密にし、安心安全のための対策をとっていきたいと考えております。

また、6月議会でも答弁させていただきましたが、青パトによる村内パトロールは、経費の面から困難であるという現状は、今も変わりありません。

小学校では1年生から3年生までの集団下校と、PTA活動の一環として保護者による児童下校時の見守り活動等で可能な範囲での安全面の確保にご協力をいただいているところであります。また、鳴沢駐在所の駐在さん、富士吉田警察署の署員にもパトロールをお願いしているところです。

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業終了後に、教育委員会で以前に主体となってパトロールを行っていただいた教育委員の方々と、今後の対応を協議していただきましたが、教育委員会だけでは困難であるという結論でした。その後は、修理し

た青パトで教育委員会職員が村内の業務で出かけるときは、パトロールを兼ねて利用している状況です。

今後は一般ボランティアを募集し、児童の下校時間だけでもパトロールが実施できるような取り組みをしていきたいと考えております。また、議員の皆さん方にも村の防犯のため、具体的な提案、ご意見を出していただければありがたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 4番 佐藤博水。

一つの例を申し上げたいと思いますが、発砲事件につきまして、確かにそのようなおり、余り騒ぐのはというようなこともあるようです。

しかし、県内でもご存じのように発砲事件が多く発生している笛吹市では、防犯強化対策として青色回転灯を取りつけた青色パトカーの台数をふやして、職員が通常勤務をするときに兼務して市内を巡回するというような報道が新聞でございました。以前、職員での巡回を提案しましたがけれども、難しいというようなことでした。

しかし、装着の取り外しの簡素な青色回転灯、これを各課で維持管理してふやして、職員全員が県警の講習会を受講し、パトロール実施者証の交付を受けた上で、外出勤務業務のときに青色パトカーを兼ねて村内を走行し、専門でということでないわけですけれども、業務で行くときに青色パトカーで点灯して村内を走行してもらおうと。そして、不審者がいたときには警察にすぐ通報してもらって対応してもらおう。また、非常事態が起こった場合には、すぐにとというような方策もあるかと思えます。

いつも青色パトカーが村内を走っているということで、相当の

防犯効果にもなると思いますけれども、村長のお考えを伺いたいと思います。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤議員の意見を参考にさせてもらって、検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（田中 稔君） 4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 本当にありがとうございます。

これもほかのあれですけれども、今、ごみの不法投棄のパトロールを組長さんをお願いして、マグネットを付けてパトロールに行くようなことをしていますけれども、本当にこれは効果があって、不法投棄が減少していると思います。

したがって、不定期で何台か走っているということになると、やはり効果が非常に出てくるのかなと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと、このように思います。

それから、以前には教育委員会では青色パトカーを購入する前に、簡単に装飾できる物が確か1台あったと思うのですがけれども、一度試してみてもいいかがでしょうか。そのことを提案したいと思います。

議長（田中 稔君） 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、防災訓練についての質問を許します。1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

防災訓練について、村長にお尋ねいたします。

6月定例県議会で横内知事は大規模災害に備え、市町村の防災力を高めるサポート事業に乗り出す考えを明らかにしました。

この事業を活用し、防災士の資格を多くの方に取得してもらえば、防災士が企画立案する防災訓練が可能になり、住民の手によるより実のある防災訓練が可能となりますが、このことにつ

いて村長の考えを教えてください。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えいたします。

阪神淡路大震災や新潟県中越大震災、東日本大震災から大規模災害時に役場職員で避難所の開設・運営に行けるのは、若干名になるということから、昨年度より防災訓練は各地区の防災リーダーが主体となって行っていただいております。

県の市町村の防災力を高めるためのサポート事業は、防災に対する知識・技能を有し、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成し、地域全体の防災力を強化することを目的に、平成25年9月3日に制定され、日本防災士機構の認証を受け実施する4日間の研修と、日本防災士機構へのレポートの提出により防災士の試験を受ける資格が与えられるものであると伺っております。

村としても多くの方に出席していただき、住民の手による実りある防災訓練に近づければと思いますので、両地区での自主防災会の役員の方々や消防団員にも通知を申し上げ、鋭意努力したいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

行政指導だとどうしても一人ひとりの自己実現は薄いと思います。ハード面だけでなく、ソフト面も頭に入れるように、村民へのさらなる周知を望みます。

村職員も担当部署だけではなく、広く取得していただければと思います。

以上で質問を終わります。

議長（田中 稔君） 続いて、空き家の活用についての質問を許し

ます。1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

空き家の活用について、村長にお尋ねいたします。

富士北麓で空き家・別荘が人気という記事が新聞に掲載されました。鳴沢村にも空き家、使われていない別荘等があると思いますが、この好機を生かし、活用する方法を考えていますか。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えします。

現時点では、村の事業として空き家等を活用する具体的な計画はございません。

しかし、移住者・定住者の受け入れを促進していく体制づくりとして、空き家を活用していくことは有効な手段の一つであると思います。

全国的には増加する空き家対策として、移住者への受け入れを目的として空き家バンクを運営する自治体がふえています。空き家バンクとは、移住希望者と空き家の売却もしくは賃貸を希望する所有者をマッチングするシステムで、売却等を希望する所有者が登録した空き家情報をホームページ等で公開し、移住希望者は気に入った情報があれば自治体に連絡して、自治体担当者が双方を引き合わせるといった流れになります。

ただ、空き家バンクの運営がうまくいっていない自治体も多いようで、その理由の一つに登録物件数の確保が困難であるといったことが挙げられているようです。持ち家を手放すことに消極的な方や、移住者を受け入れることに消極的な方などいるため、余り物件数が確保できないケースも多いようです。また、老朽化が激しく、紹介物件として登録するのが難しいというものも多いようです。

このようなことも踏まえ、空き家の活用については、他自治体

の事例を参考にし、有効な活用方法を検討していきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

議長（田中 稔君） 1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

新聞にも掲載されましたが、優良集合住宅には良品Rというロゴで、山梨・長野・新潟の不動産や工務店関係者、設計者でついくる甲信越地区集合住宅流通促進協議会というのがあります。そういうところと連携を図って、集合住宅の活性化を図っていただきたいと思います。

これはまた、固定資産税の滞納予防にもつながると思いますので、よろしく願いいたします。

以上、質問を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（田中 稔君） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第71条の規定により閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定い

たしました。

議長（田中 稔君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成25年第3回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年9月18日

議会議長

署名議員

署名議員